

一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】


入力の状況

0%

苅田町の「一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】」のオンライン申請ページです。

一般廃棄物処分委託通知書【令和6年度以降搬入分】とは

令和6年度以降に苅田町内へ一般廃棄物を搬入する場合の申請手続きです。
(※委託通知書を自動作成します)

[制度詳細についてはこちら](#) 

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

または

メールを認証して申請に進む

苅田町 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方



Googleでログイン



LINEでログイン



メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

「申請の一時保存」・(審査後の)「交付物のダウンロード」等の手続きが容易になりますので、是非ご登録ください。

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録



資料2「ログイン方法(新規アカウント登録)について」(3/7)

苅田町 新規アカウント登録

外部サービスで登録



Googleで登録



LINEで登録

[外部サービスでの登録とは？](#)

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、Grafferアカウント規約、プライバシーポリシーをお読みのうえ同意して、アカウント登録に進んでください。

姓

必須

苅田



名

必須

一郎



メールアドレス

必須

所属の代表アドレスでの登録をおすすめします。

kankyoka@town.kanda.lg.jp



資料2「ログイン方法(新規アカウント登録)について」(4/7)

メールアドレス 必須

kankyoka@town.kanda.lg.jp



所属の代表アドレスでの登録をおすすめします。


パスワード 必須


8文字以上50文字以内で入力してください、半角英数字と記号を使用可能です

.....



パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) 

[プライバシーポリシー](#) 



Grafferアカウント規約、プライバシーポリシーについて同意して、アカウント登録します。 必須

Grafferアカウントに登録



[すでにGrafferアカウントをお持ちの方はこちら](#)

資料2「ログイン方法(新規アカウント登録)について」(5/7)



2023/11/08 (水) 17:08

noreply@mail.graffer.jp

【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ

宛先

本メールは無害化されています。

Graffer のサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。

以下の URL をクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

**送付されたURLをgoogle等で開くと、
「本登録完了」の画面が表示されます。**

<https://accounts.graffer.jp/activation/18613f51-a38a-426b-9d7a-02d0e0a5cebf>

※貼り付ける際は、頭に「h」を付けてください。

引き続きサービスをご利用ください。

※本メールにお心当たりの無い方は、support@graffer.jp までご連絡いただけますと幸いです。

※本メールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

株式会社グラファー

<https://graffer.jp/>

Copyright © Graffer, Inc.

苅田町 ログイン

本登録完了後

Grafferアカウントをお持ちの方



Googleでログイン



LINEでログイン



メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[苅田町のサービスにGビズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)

資料2「ログイン方法(新規アカウント登録)について」(7/7)

苅田町 ログイン

メールアドレスでログイン

メールアドレス 必須

kankyoka@town.kanda.lg.jp



パスワード 必須

.....



パスワードを表示



[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

[新規アカウント登録](#)